

法規3 防火・準防火地域

- 1 準防火地域内に延べ面積900m²の3階建の児童福祉施設(各階とも児童福祉施設に使用)を新築する場合、建築基準法上、耐火建築物としなければならない。
- 2 準防火地域内に延べ面積1,500m²の3階建の事務所(各階とも事務所に使用)を新築する場合、建築基準法上、耐火建築物としなければならない。
- 3 防火地域内においては、地上3階建の事務所は、耐火建築物としなければならない。
- 4 準防火地域内においては、2階建延べ面積2,000m²の市立図書館は、耐火建築物としなければならない。
- 5 準防火地域内の「延べ面積1,000m²の3階建のテレビスタジオ(各階ともテレビスタジオに使用)」を新築する場合、建築基準法上、耐火建築物としなければならない。
- 6 防火地域内の「延べ面積100m²の2階建の飲食店(各階とも飲食店に使用)」を新築する場合、建築基準法上、耐火建築物としなければならない。
- 7 防火地域内の「延べ面積1,600m²の平家建の機械製作工場で、主要構造部が不燃材料で造られたもの」は建築基準法上、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 8 防火地域及び準防火地域以外の区域内の「延べ面積1,400m²の2階建の百貨店で、各階の床面積が700m²のもの」は建築基準法上、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 9 準防火地域内に、主要構造部が不燃材料で造られた延べ面積600m²の平家建の美術館を新築する場合、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。
- 10 準防火地域内に、主要構造部が不燃材料で造られた延べ面積400m²の4階建の事務所(各階の床面積100m²)を新築する場合、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。
- 11 準防火地域内に、主要構造部が不燃材料で造られた延べ面積200m²の平家建の自動車車庫を新築する場合、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。
- 12 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合、建築物が防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。
- 13 準防火地域内においては、延べ面積900m²の地上3階建の建築物で各階を共同住宅の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。
- 14 準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
- 15 防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火戸に必要とされる性能は、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものとすることができる。
- 16 防火地域内においては、主要構造部が不燃材料で造られた延べ面積2,000m²、平家建の卸売市場の上家は、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。
- 17 準防火地域内においては、木造建築物等に附属する高さ2mを超える塀で、当該塀が建築物の1階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
- 18 準防火地域内においては、延べ面積500m²、地上3階建の建築物で各階を博物館の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。
- 19 延べ面積600m²、地上2階建の事務所の用途に供する建築物が、「準防火地域」と「防火地域又は準防火地域のいずれにも指定されていない区域」にわたる場合においては、防火壁の有無にかかわらず、その全部について耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 20 準防火地域内においては、延べ面積1,500m²、地上2階建の建築物で各階を倉庫の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 21 延べ面積1,500m²、地上3階建の建築物で各階を美術館の用途に供するものが「準防火地域」と「防火地域又は準防火地域のいずれにも指定されていない区域」にわたる場合においては、耐火建築物としなければならない。
- 22 準防火地域内においては、延べ面積500m²、地下1階、地上3階建の建築物で各階を事務所の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 23 防火地域内においては、延べ面積150m²、地上2階建ての機械製作工場で、主要構造部が準不燃材料で造られたものは、準耐火建築物とすることができる。
- 24 準防火地域内においては、延べ面積2,000m²、地上2階建ての地域活動支援センター(各階を当該用途に供するもの)は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 25 準防火地域内においては、延べ面積1,000m²、地上3階建ての事務所(各階を当該用途に供するもの)は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

法規16 防火・準防火地域

- 1 ○ 法第27条第1項第一号により、延べ面積900m²の3階建の児童福祉施設(各階とも児童福祉施設に使用)は法別表第1(い)欄の(2)項に該当し、耐火建築物としなければならない。尚、児童福祉施設は令第115条の3第一号により、法別表第1(い)欄の(2)項用途に類するものである。
- 2 × 法第62条第1項により、延べ面積1,500m²の3階建の事務所(各階とも事務所に使用)は耐火建築物としなくてもよい。また、法第27条第1項の特殊建築物には該当しない。
- 3 ○ 法第61条により、地上3階建の事務所は階数が3以上なので、防火地域内においては耐火建築物としなければならない。
- 4 ○ 法第62条第1項により、2階建延べ面積2,000m²の市立図書館は、延べ面積が1500m²を超えるので、準防火地域内においては耐火建築物としなければならない。
- 5 ○ 法第27条第1項第一号により、「延べ面積1,000m²の3階建のテレビスタジオ(各階ともテレビスタジオに使用)」は法別表第1(い)欄の(6)項に該当し、耐火建築物としなければならない。尚、テレビスタジオは令第115条の3第四号により、法別表第1(い)欄の(6)項用途に類するものである。
- 6 × 法第61条により、「延べ面積100m²の2階建の飲食店(各階とも飲食店に使用)」は防火地域内において耐火建築物としなくてもよい。
- 7 × 法第61条第二号により、防火地域内の「延べ面積1,600m²の平家建の機械製作工場で、主要構造部が不燃材料で造られたもの」は耐火建築物又は準耐火建築物としなくてもよい。
- 8 ○ 「延べ面積1,400m²の2階建の百貨店で、各階の床面積が700m²のもの」は法別表第1(い)欄の(4)項に該当し、2階の床面積の合計が500m²以上なので、法第27条第2項第一号により、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 9 × 法第62条第1項により、準防火地域内に新築する延べ面積が500m²を超え1,500m²以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 10 × 法第62条第1項により、準防火地域内に新築する地階を除く階数が4以上である建築物は、耐火建築物としなければならない。
- 11 × 法第27条第2項第一号により、延べ面積200m²の平家建の自動車車庫を新築する場合、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 12 ○ 法第67条第2項により、建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合、建築物が防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。
- 13 × 法第62条第1項により、準防火地域内においては、延べ面積900m²の地上3階建の建築物で各階を共同住宅の用途に供するものは、準耐火建築物としてもよい。また、法第27条の規定は、ただし書きにより緩和され、準耐火建築物とすることができる。
- 14 ○ 法第65条により、準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
- 15 × 法64条、令136条の2の3により、加熱開始後の時間は20分間である。
- 16 ○ 法第61条第二号により、防火地域内においては、主要構造部が不燃材料で造られた延べ面積2,000m²、平家建の卸売市場の上家は、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。
- 17 ○ 法第62条第2項により、準防火地域内においては、木造建築物等に附属する高さ2mを超える塀で、当該塀が建築物の1階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
- 18 ○ 法第27条第1項第一号により、準防火地域内においては、延べ面積500m²、地上3階建の建築物で各階を博物館の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。
- 19 × 法第67条第1項但し書きにより、防火壁で区画されている場合は、建築物の部分が準防火地域制限の適用を受けないこともある。
- 20 ○ 法第27条第2項第一号、法第62条第1項により、準防火地域内においては、延べ面積1,500m²、地上2階建の建築物で各階を倉庫の用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 21 ○ 法第27条第1項第一号及び法別表第1により、地上3階建の建築物で各階を美術館の用途に供するものは耐火建築物としなければならない。なお、美術館は令第115条の3第二号により、(3)項の用途に類するものである。建築物が「準防火地域」と「防火地域又は準防火地域のいずれにも指定されていない区域」にわたる場合においては、法第67条第1項により、その全部について準防火地域内の建築物に関する規定が適用される。
- 22 × 法第62条第1項により、事務所の用途に供する建築物で、延べ面積が500m²以下で地階を除く階数が3である建築物は、耐火建築物、準耐火建築物の他に、外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物とすることができる。
- 23 × 法第61条により、延べ面積が100m²を超える建築物は、耐火建築物としなければならない。なお、機械製作工場は、主要構造部が準不燃材料で造られているので、同条第二号には該当しない。
- 24 × 法62条第1項により、地階を除く階数が4以上である建築物又は延べ面積が1,500m²を超える建築物は耐火建築物としなければならない。
- 25 ○ 法62条第1項により、延べ面積が500m²を超え1,500m²以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。